

## 旅行業

旅行業とは、①報酬を得て、②一定の行為（旅行業務）を行う、③事業をいう。旅行業者はその業務取扱いにより所管行政庁が異なり、**国が所管するのは「第1種旅行業者」及び「観光圏内限定旅行業者代理業」の2つ。それ以外は都道府県の所管**となる。

	旅行業登録数				旅行業者代理業登録数	計
	第1種	第2種	第3種	地域限定		
青森	3	30	18	13	4	68
岩手	2	33	24	6	12	77
秋田	2	18	20	6	2	48
宮城	5	42	69	5	6	127
山形	3	44	19	8	8	82
福島	2	65	56	11	6	140
計	17	232	206	49	38	542

※令和4年4月1日現在

### 【定期報告】

○年1回「取引額報告書」を提出することとなっている。

### 【立入検査】

○第1種旅行業者に対して、定期的に立入検査を実施し、法令遵守状況や安全面での対応状況を確認している。  
(例年3～5社程度)

※第1種旅行業…海外・国内の企画旅行（募集型）を取り扱うことができる。

※観光圏内限定旅行業者代理業…観光圏整備法に基づき、観光圏整備計画が認定され特例を受けるホテルや旅館等（現在登録無し）

## ホテル・旅館業

ホテル・旅館のうち、外国人来訪者に適した設備を備えるなど**一定の基準を満たす宿泊施設**については、**国際観光ホテル整備法の登録**を受けることで、**地方自治体の固定資産税の減免など、一定の優遇措置**を受けることができる。

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	計
ホテル	16	9	14	12	14	14	79
旅館	5	20	24	13	48	45	155

※令和5年1月1日現在

### 【定期報告】

○登録を受けた施設は、年1回「経営状況報告書」を提出することとなっている。

### 【立入検査】

○平成25年度より実施することとなった。  
○施設基準（基準客室、ロビー・食堂等の共用スペース、避難導線など）、外客接遇主任者の従事状況、各種届出の状況などを検査している。